

太平洋広域漁業調整委員会  
第2回太平洋北部会議事録

平成14年2月26日  
水産庁資源管理部管理課

### 1、開催日時

平成14年2月26日(火)午後2時～

### 2、開催場所

都道府県会館(第402会議室4階)

### 3、出席者氏名(出席委員)

石黒勝三郎 / 澤口政仁 / 鈴木辰興 / 木村稔 / 佐藤弘 / 篠崎道雄 / 福島哲男  
長島孝好 / 砂山繁 / 伊妻莊悦 / 宮本利之 / 有元貴文 / 澁川弘 / 山下東子

#### (研究者)

北川大二 独立行政法人水産総合研究センター東北区水産研究所資源評価研究室長

#### (水産庁出席者)

末永芳美 水産庁増殖推進部漁場資源課課長  
佐藤力生 // 資源管理部管理課漁業管理推進官  
羽鳥達也 // 資源管理部管理課管理型漁業推進班課長補佐  
大隈 篤 // 資源管理部管理課企画班課長補佐  
高瀬 力 // 資源管理部管理課TAC班海洋資源調整官  
寺谷志保 // 資源管理部管理課企画班企画調整係長  
笠原光仁 // 資源管理部管理課企画班計画係長  
藤田仁司 // 資源管理部沿岸沖合課まき網班課長補佐  
氏家武士 // 資源管理部沿岸沖合課漁業調整官  
柿沼忠秋 // 資源管理部沿岸沖合課底びき班許可係長  
竹葉有記 // 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班課長補佐  
楠富寿夫 // 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長  
望月喜多司 // 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長  
和田時夫 // 増殖推進部研究指導課研究企画官  
藤井富美雄 // 漁政部水産経営課経営改善班課長補佐  
今村 順 // 北海道漁業調整事務所漁業監督課長  
若狭吉朗 // 北海道漁業調整事務所外国漁船対策係長  
中野莊次 // 仙台漁業調整事務所所長  
在本英教 // 仙台漁業調整事務所資源管理係長

## 議 事 次 第

- 1 開 会
- 2 水産庁挨拶
- 3 議 題
  - ( 1 ) 資源回復計画関係予算について
  - ( 2 ) 特定魚種資源回復計画(案)について
  - ( 3 ) 資源回復計画対象魚種候補・優先順位について
  - ( 4 ) その他
- 4 閉 会

## 議 事 内 容

### 1 開 会

大隈管理課企画班課長補佐・

定刻となりましたので、ただいまから太平洋広域漁業調整委員会の第2回太平洋北部会を開催させていただきます。

本日の部会につきましては、委員数15名のところ13名の御出席を賜っております。なお、大臣選任委員の鈴木(徳)委員、それから有元委員が本日所用で御欠席されておりますけれども、13名の御出席を賜っておりますので、部会事務規程5条の規程に従い、本部会は成立していることを御報告いたします。

それでは、山下部会長に以降の議事進行はお願いいたします。

### 部会長あいさつ

山下部会長・

本日はお忙しい中、委員の皆様そして来賓の方々におかれましては、遠くからおいでくださりましてありがとうございます。

このところ東京は暖かい気候が続いておりますけれども、年度末、この慌ただしきときにお越しいただき、ありがたく思います。

それでは議事進行に入ります。

太平洋北部会、約4カ月ぶりに皆様にお目にかかるわけですが、去年の10月30日に第1回の太平洋北部会がこの東京で開催されました。そして、そこで審議を行ったことは少し前のこととなりますので、復習というかおさらいの意味で申しますと、3つございます。

1つ目が資源状況の説明、2つ目が回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた手続について、それから3つ目が特定魚種資源回復計画の作成に向けた手続についてという、以上の3つでございました。

そして、この回復計画対象魚種候補・優先順位の決定に向けた作業手順及び特定

魚種資源回復計画の具体化に向けた作業手順につきましては、承認をしたところでございます。

その後、漁業者協議会等に持ち帰って協議をお願いするという事になっておりまして、そのとおり漁業者協議会とか行政・研究担当者会議等において協議をされました。そして、その経過とか資源回復計画（案）の内容、資源回復計画対象魚種候補・優先順位等について、後ほど事務局より説明をいただくことになっております。御審議もいただきたいと思っております。

## 水産庁あいさつ

山下部会長

議事に入る前に、本日は水産庁から末永漁場資源課長様にお越しいただいておりますので、一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

では末永様、よろしく申し上げます。

末永漁場資源課課長

水産庁漁場資源課長の末永でございます。

本日ここに太平洋広域漁業調整委員会の第2回太平洋北部会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、このたび御多忙中にもかかわらず、本部会に参加いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本部会でございますけれども、昨年6月に漁業法が改正されまして発足しました、太平洋広域漁業調整委員会の内規により定められております部会のうちで、太平洋北部海域に広域に分布いたします資源の管理を行うために設置された部会でございます。

広域漁業調整委員会は、水産政策大綱の具体的な施策として位置づけられております資源回復計画の検討をしていただく機関として、重要な位置づけをされております。特に水産業の産業としての再生、それから水産食料の安定供給というものを追求するという事で、その役割は非常に大きなものでございまして、重要な委員会であるというふうに私ども、認識しております。

御承知のとおり、第1回目の太平洋北部会につきましては、昨年10月30日に開催されたわけでございますが、太平洋北部会の資源の状況を報告させていただきました。それから資源回復に関します作業としまして、先ほど部会長からお話しがございましたように、計画対象候補魚種、それから優先順位についての検討。それと、今回沖合性カレイ類の資源回復計画の具体的な計画に向けました作業を早急に進めるといふ2点につきまして、御承認いただいたところでございます。

その後、延べ10回以上にも及びます漁業者協議会を開催しまして、今の2つの案件について協議を進めてまいったところでございます。

本日の部会におきましては、資源回復計画（案）というものをお示しさせていただきましたので、基本的な内容と、それから今後の資源回復計画の候補魚種が出ておりますので、この候補魚種につきまして御審議をいただきたいと考えております。

簡単でございますけれども、本日は皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、本部会が成功に終わりますよう祈念いたしまして、私どものあいさつにさせていただきます。

山下部会長

どうもありがとうございました。

### 議事録署名人の選任

山下部会長

続きまして、後ほど議事録の取りまとめ、署名を行う作業がございますが、その議事録の署名人の選出に移りたいと思います。

部会の事務規程第 11 条によりますと、部会長から 2 名以上を指名するという事になっております。そこで僭越ではございますけれども、私の方から指名させていただきますと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。

それでは、今回の部会議事録の議事録署名人として、海区漁業調整委員会の互選委員の方から、岩手県互選の鈴木委員、それから大臣選任の漁業者代表委員の方からは伊妻委員のお二人をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

### 資料確認

#### 議題 3 : ( 1 ) 資源回復計画関係予算について

山下部会長

それではここで、議題( 1 )に入ります。まず、「資源回復関係の予算について」ということです。

まず、資源回復計画においては、漁獲努力量削減等の資源回復措置を実施していくにあたりまして、漁業経営に対する財政支援措置が必要とされております。このために、予算について事務局より説明をお願いいたします。

寺谷管理課企画調整係長

水産庁管理課の寺谷と申します。よろしく願いいたします。

説明に入る前に、資料の御確認をお願いいたします。

本日部会で使用します資料については、これから御説明します資料 1、回復計画に基づき実施される具体的措置への主な支援策。

それから資料 2 が、枝番で資料 2 - 1、2 - 2、2 - 3、2 - 4 とございます。

それから資料 3 といたしまして、魚種の候補の関係の資料でございますが、これ

が資料3 - 1、3 - 2。

それから資料番号は振ってないんですが、前回の委員会でこれからの対象魚種の候補及び優先順位の素案ということで御説明した、魚種の一覧表が1枚。

それから参考資料として、ほかの部会でも13年度から検討に入りました5計画の概要についての資料がございます。

資料の方、皆さんございますでしょうか。

それではまず、今の議題にあります予算の関係について、資料1に基づいて御説明したいと思います。

資源回復計画に基づき実施される具体的な措置への主な支援策については、前回第1回の部会でも、その当時財務省に要求している支援事業、関連事業につきまして御説明いたしましたが、このたび12月末に財務省の査定がおりまして、一応内容については特に査定を受けずに、こちらの要求どおりについてございます。

額の方も、主要な事業についてはほぼ要求どおりということで予算が通ってございます。あとは現在、国会の方で審議されております予算案が可決されれば、いよいよ14年度から予算の執行が始まることとなります。

個々の事業の細かい内容については、前回部会で御説明しました内容と変わりございません。

まず、1枚目の表にあります資源回復計画推進支援事業(4億)については、漁業者が休漁している間の経営維持に必要な経費ですとか、漁具の改良に要する経費、休漁している漁船の有効活用等に必要となる経費について支援する事業で、国、都道府県、それから漁業者それぞれ3分の1ずつの負担で、実際に休漁ですとか、漁具の改良をやる漁業者の方にお金が行くという内容の事業でございます。

それから2番目の、資源回復推進等再編整備事業(29億9,300万)となっておりますが、これについては減船の事業ということで、新たに資源回復型という回復計画に基づく減船に対するスクラップ処理への費用の支援ということで、新たにメニューが追加されているものです。

それから3番目、栽培漁業地域展開事業、このうちの資源回復計画の対象となっている魚種が、栽培漁業の対象魚種である場合の種苗の大量生産、育成、放流、それから関連施設の整備、対象魚種の放流効果等のモニタリングの調査等について補助していくという事業で、回復計画については1,200万円相当がついておりますが、現在検討を進められている計画の魚種としては、瀬戸内海のサワラ、それから伊勢湾のトラフグの2魚種が一応、具体的には対象となっております。

それから4番目の水産基盤整備事業なんですけども、これについては従来の公共事業の中の部分なんですけども、計画の対象水域を管轄する都道府県に対して、漁場の造成や対象資源の生育環境保全、魚礁の設置事業、藻場の造成、それから干潟の造成事業などに対する優先採択という形になってございます。

それから5番目については、漁場環境保全推進事業として、このうちに漁場環境保全総合美化推進費ということで、漁業者が参加するごみ掃除、廃棄物の除去等の漁場環境の維持・保全、それから海浜美化等の活動について支援していくということで、4番、5番についてはこれらの環境保全のほかにも、休漁中の漁船をそれら

の漁場の清掃とかに用船するという事で、休漁漁船の支援としても有効に活用していきたいと考えてございます。

上の1番、2番の事業につきましては6ページまでに事業の概要をつけてございますが、この資料については前回御説明した内容と同様となっております。

最後の7ページ目に、字が細かくて申しわけございませんが、現在水産庁の方で回復計画の関連の事業としてさまざまな事業について、一覧表にまとめたものでございます。これについては査定後の額を、前回1回目の資料を修正してつけてございます。後ほど御確認願います。

以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいま資料1に基づいて説明をしていただきましたが、この説明によりますと、休漁等について支援策が認められたということでございます。

この件につきまして、何か御質問等はございませんでしょうか。

鈴木(辰)委員

不要漁船等のスクラップの数は、最大何隻ぐらい見積って予算ができていますでしょうか。

寺谷管理課企画調整係長

これは細かい隻数では積算してないんですけども、この30億のうち、従来から資源管理型の減船ですとか、緊急再編の従来の減船事業の分が20億、それから新たに回復計画として10億計上してございますが、具体的に現在何隻という形では回復計画の方は詰まっておりません。

また基本的に、太平洋北のこれから説明します沖合性カレイ類についても、今のところは減船という話は出てございません。

山下部会長

よろしゅうございますでしょうか。

ではほかには、御質問等いかがですか。

木村委員

鈴木委員の質問に関連してでございますが、不要漁船のスクラップ処理について、以前マグロ船のスクラップのとき、漁業者から魚礁のかわりに海中に入れてほしいという要望が宮城県でありまして、有効利用をさせていただく趣旨で、そういうスクラップ船について魚礁という形でできないものか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

山下部会長

スクラップ船を魚礁として沈めるというような御提案ですか。

木村委員

宮城では、以前に北洋の底びき船を魚礁がわりに入れた経緯があると思うんです。マグロ船のときにもお願いはしたんですが、ちょっと手おくれということだったもので、もし新しくそういうものが発生するのであれば、やはり有効な資源回復にも使えると思うので、その辺の方法等についてお聞かせ願いたいと思います。

佐藤漁業管理推進官

確かに、以前大量の不要漁船が出たときに、テレビ等でも北転船を沈船として沈めているシーンが放映されたかと思います。

ただ、この事業そのものの場合は、最終的なお金を払うのは、いわゆる造船所に持って行って、完全にスクラップにするというような形のものが基本だと思いますが、今、木村委員が言われました魚礁に入れるかどうかといったときに、いわゆる油を完全を抜くとか、それから魚礁としての別途の事業との位置づけというのがもう一つ必要になってくるのではないかと思いますので、ちょっと私、最近の事例をあんまり承知しておりません。ただ、基本的にそういうもの自体が、今完全に認められなくなったかどうかということは聞いてないんですけども、そこら辺は次回また、いわゆるスクラップする船の活用がどういうふうな形になっているのかというのを調べておきたいと思います。

木村委員

よろしくお願いします。

山下部会長

では、次回までに調べておいていただくということでお願いいたします。

ほかにはいかがでございますか。

また、何かございましたら、適宜挙手なりしてお知らせください。

篠崎委員

2番目の減船には、まき網等もやっている2次減船も入ってますね。

佐藤漁業管理推進官

そのとおりでございます。

篠崎委員

運搬船の減船等もね。

佐藤漁業管理推進官

はい。

## 議題：（２）特定魚種資源回復計画（案）について

山下部会長

それでは次に、2番目の議題に移りたいと思います。

議事次第によりますと2つ目の議題ですが、「特定魚種資源回復計画（案）について」ということですが、実際にこの北部会では「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画（案）について」ということになります。

まず、資料2-1から順に説明をしていただいて、その後に質疑応答をするというような手順になると思います。

まず、2-1のところ、漁業者協議会等の開催実績についてでございます。4カ月前を思い起こしますと、昨年10月の第1回の部会では、「回復計画対象魚種候補・優先順位の決定」及び「特定魚種資源回復計画の具体化」に向けた作業手順に



つきまして、承認がなされたところでございます。

この件につきましては、その後の「行政・研究担当者会議」、それから「漁業者協議会」といった場でどのような議論がなされたのか、その経過について事務局から説明をお願いいたします。

寺谷管理課企画調整係長

それでは、資料2-1、行政・研究担当者会議及び漁業者協議会等の開催実績ということで、前回第1回の太平洋北部会以降に太平洋沖合性カレイ類の回復計画の関係で開催しました県との行政・研究担当者会議、それから漁業者協議会等の経過について御説明します。

まず、11月14日に関係県の行政・研究担当者会と、あと水産研究所の方に集まっていたいただきまして、前回お示ししました検討素案の具体的中身の部分と、検討素案でどれくらい資源が回復するのかというシミュレーションの関係について協議、検討を行いました。

それ以降、12月13日から1月にかけて、検討素案について各県の漁業者協議会等に行きまして、太平洋沖合性カレイ類の資源回復計画検討素案について、直接関係漁業者の皆さんに御説明して回ったところでございます。

1月30日に再び県との行政・研究担当者会議を行いまして、さらにこの回復効果の中身、それから努力量削減の具体的な内容等の検討を行いまして、2月21日には沖合底びき網漁業の太平洋北ブロックの漁業者協議会ということで、各沖合底びき網漁業の方の業界のそれぞれ県の団体ごとの素案に対する検討内容について、協議、調整を行ったところであります。

また最後に2月23日は先月土曜日ですけども、宮城県の方の沖合底びき網漁業の協議会の方にも行きまして、いろいろ検討してきたところでございます。

ここに書いております以外にも、実際に現地の方でうちの水産庁が入らない形で、独自に検討素案に対して、具体的にどういうことができるのかという協議を、さまざま行っていると聞いてございます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

この一覧表を拝見しますと、本当に先週の土曜日までぎっしりといろんなところで話し合いが行われてきたことがよくわかるんですが、それらの場で話し合われたことを踏まえまして、きょう提示された太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画案というのが作成されたと考えております。

篠崎委員

部会長、これ違っていると思うんですが。

山下部会長

そうですか。

篠崎委員

1月31日、福島県底びき漁業者協議会って、この日は確か茨城県でもおこなっているのではないですか。茨城県はたしか2回やっているはずですよ。

寺谷管理課企画調整係長

申し訳ございません。1月31日の福島県の参加者のところで、茨城県庁、茨城県沖底となっているのですが、これは福島県の間違いです。済みませんが、訂正をお願いします。

篠崎委員

福島県の間違いですね。

寺谷管理課企画調整係長

はい。

山下部会長

そうですね。私も事前に資料を見せていただいていたのですが見逃しておりました、大変失礼いたしました。訂正をお願いいたします。

それでは、ほかは大丈夫でございましょうか。

それでは次にこれらの協議会を踏まえて作成された資源回復計画(案)の具体的な内容と、今後どのように計画案を最終化していく予定なのかということにつきまして、事務局に説明をお願いしたいと思います。

寺谷管理課企画調整係長

それでは、ただいま御説明しました、漁業者協議会等の議論も踏まえまして、私どもの方で太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画(案)として、現段階で整理したのものについて御説明したいと思います。

資料2-2については、後ろの2-3の計画(案)のダイジェスト版になっておりますので、これの説明については省かせていただきたいと思います。

具体的に、資料2-3の太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画(案)について御説明したいと思います。

まず1番目の資源の現状と回復の必要性というところなんですけども、まず、青森から茨城県までの水深200m以深の海域で、主に沖合底びき網漁業、それから小型機船底びき網漁業が利用している底魚類の多くについては、漁獲量の減少ですとか、主にターゲットとしていた漁獲対象魚種の減少に伴って、ほかに漁獲の対象が移るなどの変化が見られておりました、総じて資源は悪い状況にあると考えてございます。

このことから、特にこれらの底魚の中でも、極端に資源ですとか漁獲量が減少しているものすとか、小型魚の漁獲割合が高いものについて、サメガレイ・ヤナギムシガレイ、それからキチジ・キアンコウの4魚種を資源回復のための重要魚種と位置づけまして、これらの魚種の資源回復措置を実施することによって、青森県から茨城県までの太平洋北部沖合海域の底魚資源全体の底上げを図っていく必要があるということで、この回復計画についていろいろ検討を進めてきたところでございます。

まず、資源特性と資源水準の現状というところなんですけども、サメガレイにつきましては、主に500mから900mという深いところでとられますカレイ類で、産卵期については岩手県沖合で3~4月、それから宮城県沖合で2~3月と、北に行くほど若干遅くなっていくという傾向がございまして。

また、これらの産卵期にサメガレイについてはよくとれるということから、産卵期に蝟集する習性があるのではないかと考えてございます。

東北海域の沖底の漁獲量から見ますと、1978年 6,300tでこのときピークであったんですけども、その後年々低下しまして、99年には 207t という状況で、C P U E ( 1 網当たりの漁獲量 ) についても、89年以降は低水準で横ばいあるいは減少ということで、太平洋北部でのサメガレイ資源は極めて低い水準にあると考えてございます。

また、ヤナギムシカレイについては、主に漁獲統計から資源の状況について書いてございますけども、1973年ごろ、全体で 200t 程度というところが、70年代後半から 80年代にかけてまして 100t から 130t 程度に減少いたしました。その後さらに減少傾向が続いたんですけども、84年から 94年の 10年間では 50t 以下という低い水準でありました。

それから 95年以降、何回か加入がいいことがございまして、漁獲量の方についても急激に増加して、98年には全体で 249t までいったんですけども、99年以降、再び加入状況が悪化して、資源は現在減少傾向にあると考えてございます。

またキチジについては、水深が 150m から 1,200m の大陸棚斜面に主に分布しておりまして、漁場としては 500m ~ 800m の水深が中心となっております。

キチジにつきましても、サメガレイのように 1971年に 2,773t という、沖底での漁獲量があったんですけども、それ以後減少が続いておりまして、90年以降は 500t 前後という状況で、この 20年間で約 5 分の 1 に漁獲量が減少してございます。

資源の悪化によりまして、キチジのはえ縄ですとか、そういう専獲する漁業というのはあんまりなくなつたんですけども、また底びきの方についても、特にねらつてとるような操業というのは大分少なくなつたんですが、北日本の方では高級魚ということで、かなり需要の方はいまだに高いということから、漁獲圧力の方は依然かなり高いのではないかと考えております。資源の水準としては低水準で横ばいとなっております。

それからキアンコウについては、これもヤナギムシガレイと同じような動向を示しているんですけども、1973年に沖底で漁獲量が約 400t あったものがその後減少いたしまして、77年から 91年の間は 100t 以下という水準にあったんですが、92年以降、特に常磐、金華山海区ということで、茨城から宮城までの沖合になりますが、漁獲量が急増しまして、97年には全体で 1,078t という状態になりました。

C P U E、単位当たりの漁獲量ですけども、すべての海区で高い傾向になっておりまして、資源水準は高水準にあると考えられておりました。

しかし、98年に 672t に急減しまして、C P U E の方も減少傾向になっております。このことから、キアンコウの資源というのは、高水準にあるけれども減少傾向に入ったと考えてございます。

2番目の、漁獲量の推移と資源回復の必要性ということなんですけども、漁獲量の推移については、ここにまずサメガレイですが、先ほど資源状況のところでも御説明しましたが、78年に 6,300t でピークにあったものがどんどん減っていきまして、近年 200t 前後ということで、サメガレイについては、特に小型の未成魚の漁

獲が多いとか、そういう傾向はございません。産卵期の近くに集まってきて、その時期に主に集中して漁獲量がふえるということから、この親魚を保護する措置を中心とした回復計画の取り組みが必要ではないかと考えてございます。

それから のヤナギムシカレイについては、こちらもグラフがございすけども、一時減ってきて90年代後半にふえたものが2000年に急減してございます。

これについては、漁獲の中身が小型魚が1歳魚までで約半分近くになっているということから、卓越年級群で一時ふえたんですけども、小型魚中心の漁獲により、現在急激に落ちてきてございますので、小型魚保護の取り組みを中心に、資源の回復を図っていく必要があると考えてございます。

のキチジなんですけども、キチジについてもサメガレイ同様、漁獲量が減少しております。ただ、キチジについては、近年調査で1歳魚の加入が結構いい状態が続いてございます。そういう関係から、小型魚保護を中心とした資源回復の取り組みを行っていく必要があると考えてございます。

それから のキアンコウなんですけども、4ページにグラフがございすけども、ヤナギムシガレイ同様、一時急激に漁獲量が上がっておるんですけども、これについても加入状況が悪化してから落ちてきてございます。そういったことから、これについても小型魚保護の取り組みを中心として、全体の漁獲圧を下げて、資源の維持または回復を図っていく必要があると考えてございます。

それから2番目の、資源の利用と資源管理等の現状ということで、関係漁業の現状です。これについてはこれらの対象魚種を漁獲している漁業というのは、刺し網、はえ縄等の沿岸漁業での漁獲は若干あるんですけども、そのほとんどが沖合底びき網漁業、それから青森県、福島県、茨城県の小型機船底びき網漁業、これは知事許可でございすけども、これで漁獲されております。

各県の沖底と知事許可の小底の許可隻数、それから関係漁協数については表にまとめてございますので、ごらんください。

それから、これらの沖合底びき網漁業と小型機船底びき網漁業の漁獲量、それから金額の推移なんですけども、まず沖合底びき網漁業については、5ページに棒グラフで数量と金額がそれぞれ示してございますけども、1991年ごろまでは10万t前後という形で漁獲量が推移してございましたが、その後6万tから12万tという間で増減をしております。

近年については8万t前後となっておりますけども、これについては昔はスケトウダラが漁獲対象の中心だったんですけども、スケトウダラ資源の減少に伴いまして、漁獲対象がスケトウダラからスルメイカですとかイトヒキダラ、それからマダラ等のタラ類へ移っていったためと考えてございます。また、金額についても漁獲量同様の傾向にございまして、近年については160億前後となっております。

また、小型機船底びき網漁業の方なんですけども、こちらについては5ページ中段にグラフがございすけども、青森、福島、茨城県の小底の漁獲量については、80年代前半には4万t前後という漁獲量だったんですけども、その後どんどん減っておりまして、90年代からは6,000t前後というふうに低迷してございます。

これは沖底と違いまして、特に小型機船底びき漁業の対象魚種というのは結構小

量多品種ということで、底魚全体の資源の悪化というのが、漁獲量の方にもあらわれているものと考えてございます。

それから、漁業形態についてなんですけども、沖合底びき網漁業は3種類漁法がございまして、1 そうびきのかげ廻しと呼ばれるものと2 そうびき、それからオッターロールの3種類があるんですが、青森県については1 そうびきのかげ廻しがメイン、岩手県については2 そうびきがメイン、宮城県以南についてはオッターロールが中心となっております。

特に、沖合底びき漁船を使った兼業というのはないものですから、7・8月の禁漁期間を除いて、周年操業しているとなっております。

また、小底については各県知事許可ですので、各県地先海域での操業となっているんですけども、福島、茨城の間では相互に入会操業している実態がございまして。

また、一部の経営体については船びき網漁業ですとか籠漁業等兼業操業しているものもございまして、多くについては7・8月の禁漁期間を除く周年操業となっております。

次に消費流通の現状ですが、これについてもなかなかデータがないんですが、サメガレイについては、主に加工原料として重要な位置を占めておりました。宮城県では現在でも、主に焼き魚に加工されて流通されております。

また、ヤナギムシガレイについては、産卵期のものを子持ちヤナギという名称で珍重されておりますし、キチジについては、昔は大正から昭和初期にかけてはかなり漁獲量が多くて、北海道の方などでは魚かすとかにしていたんですけども、漁獲量が少なくなった現在は非常に高級魚ということで、鮮魚の流通のほか、小型魚についてはささかまぼこの材料にも利用されてございます。

それから、キアンコウについては鍋物の材料ですとか、あんきもというのが有名ですけども、特に茨城県のアンコウが、こちらの関東地方では昔から有名となっております。

それから流通の動向なんですけども、これは統計の方がカレイ類という形でしか魚種の方が統計に載ってございませんので、カレイ類についての主要漁港別用途別出荷量、それから仕向け先の出荷量について資料を整理してございます。

水揚げされたカレイ類の約7割については、生鮮食用として出荷されてございまして、主な仕向け先としては、各県の消費地卸売市場、それから大型小売店など、地元の方に約5割が出荷されておまして、県外には主に京浜地域、首都圏の消費地卸売市場の方へ出荷されてございます。

次に、資源管理関係や、漁業規制の関係の現状についてなんですけども、7ページをごらんください。の関係漁業の主な資源管理措置とございますけども、これについてはまず1つ、沖底、小底共通にございますのが、7月、8月禁漁ということで、それぞれ農水省告示、それから各県の漁業調整規則等で、これについては全県同じ7～8月禁漁となっております。

また区域については、沖底については操業禁止区域ですとか、オッターボードの禁止区域について告示で定めてございます。

また、小底の方については、各県の漁業調整規則、それから許可の取り扱い方針

などで、禁止区域ですとか夜間の禁漁海域を設定してございます。

また、漁具に関する部分なんですけども、小底については網の目合いについて、各県漁業調整規則で決められてございます。

それから、自主規制としては、沖底、小底でグランドローブチェーンの重量規制ですとか、タイヤグランドの使用禁止、それから複葉型オッターボードの使用禁止などについて、茨城県の方で自主規制がございまして。

また、休漁日ということで、恒常的な休漁日の設定を、岩手県の沖底では月1回の接岸休漁ですとか、年末・年始の休漁、それから茨城県の小底では地区ごとに5t以上の船について休漁日を設定しています。

このほかにも、地域によりまして福島県の相馬原釜などでは週4日操業という形で、月の操業日数を抑えているという独自の取り組みをやっているものもございまして。

また、遊魚の現状についてなんですけども、こちらについては特に遊魚がこれらの資源に対して問題となっているというような情報は、現在のところ入ってございません。

また、の資源の積極的培養措置の現状なんですけども、これら対象4魚種のうち、ヤナギムシガレイについては日本栽培漁業協会等で種苗生産の技術開発試験を行っているんですが、こちらの海域で対象資源の栽培漁業の取り組みは行われてございません。

今までの部分が資源の現状の部分で、これからが回復計画の中身の部分です。3番目、資源回復の目標についてなんですけども、これについては一応各魚種について、サメガレイの場合は産卵期の漁獲を保護してゼロと考えた場合。それからヤナギムシガレイ、キチジ、アンコウについてはそれぞれ漁獲開始年齢を引き上げて、0歳、1歳魚をとらない措置をとったとした場合、5年間そういう措置をとり続けた場合、それぞれがシミュレーションをしたんですけども、おおむね2割増加するというような結果になってございます。

ここに書いてあります目標については、それらの5年間、完全にそういうものをとらないという措置をとった場合の数値として2割増加というのを書いてございます。また、数量については平成12年の各県の属地統計を中心に、12年の漁獲量を基準として2割増加したときの数量を書いてございますけども、次に御説明いたします資源回復のために講じる措置の中身について、また確定した段階でこれらの目標については見直しを行っていきたくて考えてございます。

それから4番目の、回復のために講じる措置と実施期間ということで、1番目、漁獲努力量の削減措置についてなんですけども、1つ、サメガレイについては必要性のところでも述べましたが、親魚保護のための保護区の設定等を、5年間実施する。また、キチジについては小型魚保護のための目合いの拡大ですとか保護区の設定、それからヤナギムシガレイ、キアンコウについては漁獲開始年齢を引き上げるための措置として、小型魚保護のための目合いの拡大ですとか、特に小型魚を多く漁獲される場所の保護区の設定、それから努力量を下げるときの漁具の小型化等の措置を図っていく必要があると考えております。

また、保護区の設定に当たっては、そこを保護区とすることによって、ほかの漁場への漁獲圧力が高まるおそれがございますので、ほかの資源に影響するような場合には、これらの漁獲圧の増加を防止する措置も、あわせて具体的に検討していく必要があると考えてございます。

なお、資源の動向、回復計画の取り組みが始まりましたら毎年資源状況、それからこれら回復措置の実施状況を見ながら見直し措置を考えていくんですけども、必要に応じまして、漁場清掃等と組み合わせた休漁などの追加措置も講じていく必要があると考えてございます。

8ページに一覧表で、各県の関係漁業の削減措置の内容について整理してございますが、これらの内容につきましては、細かい部分、まだ検討途中という部分もございます。また、これらの保護区につきましては、今後とも漁業者協議会と県の方とも協議を進めながら、もっと中身の細かい部分の措置について、今後とも検討していく部分が残ってございます。そういう意味で、今段階での検討内容ということで、表に整理させていただきました。

青森県については、沖合底びき網漁業の措置といたしましては、一つはサメガレイ、キチジの保護区の設定についても、主に水深帯ということ考えているようでございますけども、中身については現在検討中でございます。

また、キチジの小型魚保護としての目合いの拡大、それからキチジ、サメガレイの漁獲量の多い時期に休漁日を設定する。それから、小型機船底びき網漁業の方については、サメガレイ、キチジの産卵期は、青森の場合は主に5月、6月ごろなんですけども、この時期の漁獲対象というのはキチジが主な対象となっておるところから、保護区を設定する場合にはとる魚がなくなるということで、休漁しかなかなかないということで今検討してございますが、基本的には沖底の方と足並みをそろえた措置をとるという方向で検討中でございます。

それから、言い忘れましたが、漁具改良については各県の方が入ってございますけども、これについては適正な目合いですとか、それぞれの漁法への実際の導入については調査試験が必要ですので、それらの実証試験をやった後に、どういう漁具がいいのかというのを確認した上で、漁具改良については導入していきたいと考えてございます。

それから次、岩手県についてなんですけども、岩手県についてはサメガレイ保護区の設定、それからキチジの保護のための目合い拡大、それから宮城県についてもサメガレイの保護区の設定を検討しています。

それから休漁については、宮城の場合は小型の沖底といいますか、比較的余り沖の方にいかない沖底については、休漁についても検討中です。

それから漁具改良については、大型船の検討事項なんですけども、キチジ保護のための漁具改良というのがございます。

それから福島県については、ヤナギムシガレイが比較的固まってとれる漁場があるということなので、そういうヤナギムシガレイの保護区の設定、それからヤナギの小型魚保護のための漁具の改良、それから休漁日について、県内統一していくような方向で検討に入ってございます。

漁具の改良については、茨城県もそうなんですけども、アナゴなどのもともと小さい目合いでとる魚種というのがかなり重要な位置を占めておりますので、これについては統一的な目合いの拡大となると、これらのアナゴなどについてとれなくなるということから、それぞれ漁場ですとか時期で網を使い分けるという方向で検討に入っております。

また、茨城県については、ヤナギムシガレイ、それからキアンコウの小型魚保護区の設定、休漁日の設定、それから全体的な漁獲圧を下げるためのオッターボード小型化等の漁具改良について検討に入っております。またこれらの実施年度につきましても、具体的なこれらの措置の内容が固まりまして、実施時期についてはそれぞれ入っていくということに考えてございます。

それから9ページの(2)の資源の積極的培養措置についてなんですけども、これは先ほど現状のところ述べてきましたが、現在種苗生産、それから放流技術が確立されておられませんので、現段階では種苗放流等の措置はとれない状況にございます。また、漁場環境の保全措置については、海底堆積物の除去ですとか、海底耕耘を実施することによりまして、ごみが網に入ることによる選択性の低下の防止、それから底質改善等による措置を講じる必要があると考えてございます。

5番目の、これらの努力量削減措置及びその効果に関する公的担保措置についてなんですけども、これらの努力量の削減措置の効果というのを実効あるものにするために、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づきまして、TAEを設定いたしまして、努力量の増加を抑制する必要があると考えてございます。

また、必要に応じまして、漁業調整委員会の指示によって保護区の期間設定ですとか、漁具の目合いの規制等の法的規制についても、必要に応じて委員会指示等を発動していくということとしております。

また6番目、これらの回復措置のための支援策についてなんですけども、冒頭説明しましたように、目合いの拡大等の漁具改良につきましましては、資源回復計画推進支援事業の中で、漁具改良に要する経費の助成というメニューがございますので、こちらで対応していきたいと考えてございます。

また、一部休漁に入る場合は、同じ支援事業の中で休漁漁船の活用、それから休漁期間中の漁業経営の維持に必要な経費ということで、固定経費相当見合いの支援というメニューがございますので、これらで対応していきたいと考えてございます。

また、漁場環境の保全の措置についてなんですけども、これについても冒頭資料1で説明しました関係事業を活用しまして、ごみ掃除、それから海底耕耘について対応していきたいと考えてございます。

また、7番目の進行管理体制についてなんですけども、1つ目の回復措置の実施状況の把握については、国、県で具体的な努力量削減措置の実施状況について毎年把握していきまして、回復計画の円滑な実施が図れるように、関係者の方を指導していきます。

また、資源動向の調査については、対象資源について評価体制を構築しまして、資源状況の把握を毎年行っていくこととしております。



また、3番目としまして、これらの回復措置の見直しについてなんですけども、(1)、(2)で実施状況、それから資源の動向、漁獲状況ですとかそういう実施状況を踏まえまして、回復計画の評価検討を毎年行っていきまして、必要に応じて回復計画の見直し等も行っていくこととしております。

10ページ目については、ただいま御説明しました進行管理についての組織体制ということで、フロー図にまとめたものでございます。右側のところが、評価・検討及び見直しの体制ということで、資源の評価、それから回復の実施状況等の情報を関係者で検討しまして、見直しの必要があるという場合には、広域漁業調査委員会等に諮りまして、計画の見直しを図っていきたいと考えてございます。

長くなりましたが、以上でございます。

山下部会長

ありがとうございました。

非常に詳細な説明でしたけれども、おさらいをしますと、次の3つの点についてお話をいただいたということであります。

第1に、資源回復計画(案)の内容については、昨年の部会で提示されました計画の検討素案を踏まえまして、その後の「行政・研究担当者会議」及び「漁業者協議会」等の場で協議された内容を整理して、事務局において取りまとめられたということでございます。

第2に、継続協議が必要とされている事項がございますけれども、これは今後も引き続き「行政・研究担当者会議」及び「漁業者協議会」において協議を行って、具体化していく方針ということでございます。

第3ですが、これから伺いますんですが、本日の部会における委員の御意見を初め、今後の漁業者協議会等における協議結果を、先ほど説明のありました・計画(案)に反映させていきまして、最終的には新年度に入ってから正式に「太平洋北部沖合性カレイ類資源回復計画」として公表したい。新年度というのは、具体的には4月中くらいだと伺っておりますけれども。

佐藤漁業管理推進官

大変申しわけありません。今、部会長が整理されたのところの今後の手続について説明漏れがありまして、シナリオの方では説明したとなっていましたので、改めて申しわけありません。

山下部会長

今日の協議を踏まえた後、今後、計画案の承認をいただくという前提で、その後どういうふうにこれが公表までいくのか簡単にその手続を説明願えますか。

寺谷管理課企画調整係長

申しわけございません。この計画(案)については、さらに現状の部分のデータですとか、あと先ほど御説明しました具体的な努力量削減の措置について、今後さらに関係県、それから漁業者協議会等と協議調整を図りながら具体的中身を詰めていきまして、年度明け、春の早い段階に具体的な中身について確定いたしまして、最終的な沖合性カレイ類の資源回復計画として公式に発表したいと考えてございます。

以上です。

山下部会長

4月中でございますね。新年度に入ってから資源回復計画として公表したいということですが、

これから今のお話について質問とか意見をいただくわけですが、きょう欠席の委員の方から書面で意見をいただいているということなんですが、先にそちらの方からご紹介するという事によろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局の方から説明をお願いします。

寺谷管理課企画調整係長

東京水産大学の有元委員から、昨夜ファクスをいただいたんですけども、本日急な用件がございまして出席できないということで、今回の沖合性カレイ類の回復計画(案)について、何点かコメントをいただいております。口頭で御紹介いたします。

1、ヤナギムシガレイとキアンコウの近年の漁獲急増と急減を、卓越年級群の発生による一時的な現象とすることには疑問がある。また、このピークは既に減少傾向に入っており、この年級群を対象にした管理による資源維持方策では遅すぎるのではないか。

2、この確認のためにも、各年の体長組成の資料が必要と考える。

3、資源管理措置の設定に際して、現状の各地、各漁法の採用している内容の資源管理上の効果について、あらかじめ検討が必要と考えらる。これらの中で、広く採用すべきものがあるかどうかの議論は重要である。

4、コットエンド等の目合い拡大について、現状の漁具での選択性の確認が必要である。その上、どのような目合いを拡大するかの議論、そして実証試験を始めることができる。

5、一般論としてカレイ類とキチジでは、網目選択性の効果が異なり、魚種別に別目合いで対応するか、それとも同一目合いで複数種に対応するかの決定には十分な事前調査の必要がある。

6、三陸沖での水産工学研究所の既往の調査結果、あるいはキチジ類についてのオーストラリアでの調査結果等があるが、これらを参考にして調査項目の詳細決定が必要と考える。

7、漁業者が主体となった漁具改良の努力は、今後の方向性としては大事なポイントであり、現状漁具での体長組成等の事前調査から、漁具改良後の実証試験による効果判定、改良漁具導入後の資源管理上の評価まで、長い道筋に産学官の密接な連携が必要となる。

8、その意味でも、5年間の計画の中で、どこまでを達成目標とするかの確認が必要であり、すべてに急ぎながら資源回復という大きな目標を目指すことには心配がある。

9、特に、経営上の問題として、当面は漁獲量減少を覚悟する必要があり、どこまでが我慢の限界かの確認が十分になされることを希望する。

以上、9点コメントをいただいております。

このコメントに対してなんですけども、我々の方の方向と申しますか、検討についてなんですけど、まず1点目の卓越年級群の発生と、今からやっても遅いんじゃないかという点についてなんですけど、現在のヤナギムシガレイとキアンコウの漁獲されております魚の体長組成等から、漁獲年齢というのを大体関係県の水産試験場の方で調査しているんですけど、1歳魚以下が占める割合が非常に高くなってございます。ヤナギムシガレイについては、平成13年のデータでは漁獲尾数の半数以上を1歳魚が占めているという状況にございます。

また、キアンコウについても、年齢別の漁獲尾数の比率を見ますと、1歳魚が最も多く、全漁獲の約半分近くの47%、ゼロ歳魚が約2割、2歳魚が2割弱ということで、2歳魚以下で9割近いものをとられているという状況から、基本的に小型魚を保護していったら大型でとる、単価も高い大きな魚でとるという方向の取り組みを、また卓越年級群が出たときにそういう措置をとっておれば、特にこの卓越年級群が発生したときにもさらに効果的と考えています。基本的に、特にヤナギムシガレイ、キアンコウにつきましては単価が高い魚なんですけども、アンコウなんかについては小さいとかなり安くなったりしますので、こういう措置についてはずっと続けていくことを考えてございます。

また、これらの漁具改良については十分調査、研究が必要ということなんですけども、これは全くそのとおりでございまして、実際のそういう漁具の導入につきましては、従来の知見、それからこれから実際の現場での試験等も踏まえまして、効果のあるものについて漁業者の皆さんの意見もお伺いしながら、漁具改良の部分については進めていきたいと考えてございます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

今のお話は、きょう急遽欠席されることになった有元委員からのコメントと、それに対する事務局からの返事ということです。

ただ今の説明について質問あるいは御意見等をいただきたいと思います。どなたからでもどうぞ、挙手してください。

木村委員

まず、第1点ですが、7ページの上の方の小型魚を保護するための問題がこれから論議されていくと思うんですけど、まず、隣県を越えて入会する沖底船がいるわけなんですけど、各県がみんな目合いについてはばらばらな状況がまず第1点。

それからもう1点は、アンコウあるいは計画対象の魚だけを主体として漁業をやっているわけじゃないので、そのような状況でアンコウ等の小型魚を保護するということの難しさをどう考えているのか。

もう1つは、資源回復目標の中で、今まで我々が認識していたのは、今回の回復計画は、休漁あるいは減船等々で水揚げを2割減らすという措置に対して、ここ5年間で資源を2割増加させるというシミュレーションバランスがどうなっている

のか。以上の3点について御回答をお願いします。

山下部会長

お願いいたします。

寺谷管理課企画調整係長

1点目の小型魚保護の難しさというところなんですけども、確かに同じ小型魚保護といいましても、キチジについては主に北の方、青森、岩手、宮城県中心の取り組み。福島、茨城県についてはヤナギムシガレイ、それからキアンコウの取り組みということで若干違うんです。

特に難しいのが、確かにそういう適正目合いがまだわからないという部分もあるんですけども、先ほども若干御説明しましたが、特に福島、茨城の方ですとアナゴ、それからメヒカリという、もともとが小さい魚もメインといいますか主要な漁獲対象となっております。一律、例えば網目を大きくするとそれらの魚がとれなくなるということで、それぞれアナゴの漁場、それからヤナギムシの漁場が違うということもありますので、それぞれ漁場での使い分けという話も出ております。

ただ、それについても、なかなか1隻で複数の網を持ってないという問題点とか、アンコウについてはかなり網ずれに弱いということなんで、目合い拡大というよりは保護区のようなものを設定して、そういう小型魚が多い場所、時期について保護を図っていくような方向がいいんじゃないかということで、これから具体的な中身については検討していきたいと考えてございます。

山下部会長

休漁の2割減についてはどうですか。

佐藤漁業管理推進官

3点目の御質問の休漁と減船をどういうふうにこの中で議論してきたかということなんですけども、実は一部の県からはやっぱり減船は避けられないんじゃないかという声も内々出ております。

ただ、やはり今回減船というものに対して、従来の施策と比較した場合、一部残存者負担において団体等に対する公庫資金の貸付が設けられましたが、支援措置のかさ上げがされたかという点はございません。そういうことで、経営上、いずれこの5年間にやらざるを得ない可能性が仮に強いとしても、明らかに団体において計画が明確にあれば別ですが、何隻減船だということで国の方から押しつけるというのはちょっと難しいものでありまして、計画には記載していません。しかし、今後追加的に出てくる可能性は排除できないと思います。

それから休漁については、2割削減を5年やれば2割増加ということで、一番すっきりするのは2割完全に休んでもらう。これが一番いいんですけれども、北から南まで各県の皆さんに全部意見を聞きましたが、既に2カ月間休漁があり、それに加えて丸2カ月間休漁すれば、まず乗組員が離れてしまうということと、もう1つやっぱり市場というか流通、加工関係者が、結局丸4カ月品物が無いということになりますと、恐らくほかから荷物を引いてこざるを得ない。そういうこともありまして、この丸2カ月間の追加休漁というのは、正直言ってちょっと現場では受けかねるというのが多かったわけです。

またここで対象としている4魚種というのは、青森県の小型底びき網の人はその時期はそれだけしかとれません、ほかの魚を狙っての混獲であり、数%のために残り90%を犠牲というのも余りなじまないということです。それでは、じゃあ休まないで、一体この資源をどうしたら回復できるかということになってきたときに、魚が集まっている漁場を制限することとなります。

これは、漁労長の話をよく聞いて、そして蝟集している時期とか場所とかをある程度特定しながら、そこに必要な規制措置をしていくということから一たん入っていないと、いきなりの2カ月間の休漁というのは、これはなかなか関係県、異口同音として難しいということでありました。

以上です。

篠崎委員

今、推進官がおっしゃられたとおり、茨城の場合はヤナギムシガレイ、キアンコウが中心になるんですが、ヤナギムシガレイ、キアンコウの資源回復のために、あと2カ月休漁だといったら、漁業が成り立たなくなっちゃうわけです。それに対する100%の休漁補償なりしていただけるならまた話は別ですが。

それと、目合いの問題、本県ではオッターボードの小型化というような方法で考えていきたいんですが、今お話があったように、網目を大きくするとアナゴやメヒカリ等、小さく、価値の高いものがとれなくなるということのも問題なんです。

当面考えるのはヤナギムシガレイとキアンコウということですから、その意味で、先ほどお話があったように、漁業者等に聞いても、あるいは試験場等に聞いても、小型魚の集中している海域というのがあるんだそうです。だからそこを保護区域(禁止区域)にして、その操業はやらないと。そのために、うちの場合は福島県と協議して小型底びきも入会しておりますし、それから沖底になると宮城の船等も来ます。あるいはその他の漁船等も含めて、その保護区域については漁船を使っただいて、監視体制を強化する。そういう体制でヤナギムシガレイとキアンコウの資源回復を図っていくというのが、よりベターじゃないかという考え方です。

山下部会長

事務局は何かコメントはないですか。

なければ、ほかの委員の方の御意見も。

澁川委員

先ほど有元先生がおっしゃった話に関連するんですが、今回の制度は水産庁が予算措置をして資源回復への支援措置を行うということが今までの制度にはないことが1つ。

それから、地元の協議会を非常に密度濃くやっておられるという御努力が、これからの仕事の成果を左右することになるんだらうと思うんです。要するに、今まで以上に我慢しなければいかんというところを、どういう裏打ちをされるかという話が最大のポイントだという気がするんです。

そこは先ほど予算の説明で充実したというふうにおっしゃったわけですが、そうならば、我慢の結果がどういうふうに見えるかという話を、ある程度具体的に説明してあげなきゃいかんというところが大変難しいところじゃないかと思

うんです。

そういう意味で、ここに上がっております4魚種を見せていただきますと、25年近く、30年に近い数字が上がっておりますけども、明らかにサメガレイとキチジ、それからヤナギムシガレイとキアンコウは違ったタイプですよね。それで、近年、10年近くを見ればほとんど似たような漁獲水準なんですけれども、それを同じようなレベルで5年後の目標を掲げておられるというところが、例えば、サメガレイとかキチジみたいに、過年に高い水準があったという魚種から見ましたら、随分御遠慮された目標ではないかという感じがするところはどうやっておられるのか、伺いしておきたい。

これから我慢するに当たって、より夢が描けるかどうかという話の部分で、大いに結びつく点でもあろうと思いますので、ぜひどういうふうにお考えかということをお聞きしたいと思います。

佐藤漁業管理推進官

まず1点目の支援措置の関係なんですけど、私どもはこの資料1の4ページの右下に、例えば今回新しく制度としてできた休漁、いわゆる係船休漁したときに過去の水揚げの64%の支援をすることにしております。ただしこのうち3分の1は資源回復後の将来に魚をとる人から支払ってもら必要があります。実はこの64%という一つの支援措置についても地域と漁業によって、この支援措置でもやってみようかという判断が異なります。盛漁期というのはその漁業によって非常に重要な時期でございます。漁業は1年中収入が均等ではないわけで、そういう盛漁期にこの64%の支援では周年の収益性からみれば、実質補てん率が相対的に非常に低くなってきます。よって、経営上の実態から64%補てんするからいいではないかといっても、もともとその時期が年の主な収益を上げている時期という見方からすると、64%の支援というのは実質的なものから見ると低くなる。

逆に余り水揚げがないときについての64%というのは、比較的魅力は出てくるというような形があるようで、つまり、周年の全体の水揚げと、どの時期に休漁を入れるか、という形で、実は漁業者というのは支援措置を考えるということが今回よくわかったわけです。

しかし、休んでいただきたいという時期というのは、どちらかというとも魚がいっぱいとれる時期ということになりまして、しかし、漁業者の人は周年で物を考えるということのギャップがあるわけでございます。

そういう面からするとこの64%も、近く要綱、要領がもう少し具体的になれば、どういう計算方法に基づいて、どういう支援が受けられるのかが、形のもので出てくるのかが具体化します。漁具改良もそうですし、例えば休漁中の監視船、または海底清掃の用船料というのも具体的に出てくると思います。

そうしますと、今は定性的な形を書いておりますけども、自分がどの時期に休み、何を選択すれば、どの程度の支援措置がもらえるのか。それが実質上、どの程度の経営の助けになるかという点でかなり細かい計算が可能になると思います。

それと、その時期に行う規制措置との、まさに突き合わせが今度始まってくる。そうしますと、私どもがとりあえず今回短期間で回ってとりまとめた計画は、一つ

の骨格のようなものでございますが、これについてさらに細部が詰まっていくのではないかと思います。

これはまた別の事業でございますが、公共事業による海底清掃等があります。これは回復計画にかかわりなく、単独で事業としてももちろん起し得るんですが、仮に休漁中の船を用船できるということになれば、もう少し魅力のあるものが出てくるかもしれない。こういうものは、さらなる追加措置として利用できていくのではないかという気がします。

そういうことで、今後の協議会を通じてもう少し具体的なものを示しながら、さらに詳細な検討をしていただくということになれば、漁業者としても、この時期のこういうものならやってみようかというのが生じてくると考えます。もちろん支援を受けても今の漁獲収入より減ることは間違いないんですけども、それをいかに最低限のレベルに抑えるかというのが出てくるのではないかという気がしております。

2点目は、おっしゃるとおり、6,000tも漁獲されていた資源が大幅に減少しているにもかかわらず、20%しか増加しないこと。言われるとおりなんですけど、実はわずか20%を回復するのが実はいかに難しいか。資源が非常に悪化した状態から、それをプラスに転じるというところの、まさに初動のときにおいては、簡単にはいきません。理想として極端な話、全くとらないというものを2サイクル、その子供が大人になって、その大人が子供を産む。この間できれば、ぐーっと上がってくるということが一般的に言われているんですけど、漁業者にとってそこまで耐えられかどうか。

それと突き合わせ見ますと、これは日本海西のアカガレイもそうなんですけど、10年間で20%ぐらいしか増加しないんです。ただ、規制措置の強化を、幾ら漁業者の方をお願いしても、せいぜい7%減少ということで、これは計算のシミュレーションの結果でありますけど、いかに悪化した資源を好転させることが簡単にいかないのかというのが現実です。ただ1つあるのは、資源がいったん反転状態に向かえば、その圧力を維持するということを継続すれば、資源というのはどこかで頭打ちになりますけど、基本的にずっと回復傾向が続く。

そういう中になりますと、いわゆる資源の豊度がある程度豊かになってきたときには、漁獲率を下げて資源量が少しふえてますから、そういう面からすると、ある程度資源が回復した以降は、少し楽になってくるというふうに期待はしております。

このように、6,000tから数百tに減っている状態を踏まえ、漁業者にぎりぎりまで努力してもらいたいということを出しても、実はこの程度にしかならない。

しかし重要なことは、今のように停滞しているもの、また落ちつつあるのを一たんとめて、少しでもいいから反転させるということの方向が出れば、5年後以降もまた引き続き規制を継続していくわけでございますので、まず回復の高さよりも必ずこの5年間回復傾向に向かわせるんだと。その目標としては2割ぐらいというふうに考えていただくということしかないのではないかと考えます。事務局としては計画をとりまとめる中で澁川委員の思っていたのと同感の批判を受けるんではな

いかという感じはしましたけれども、それが実態であります。

山下部会長

4魚種、それぞれみんな2割増加するというシミュレーションの結果になっていて、私も事前に伺ったときに、全部同じというのは理解できず、たまたまシミュレーションにより結果的にそうなったということのようでございます。5年間、ここまでやってこうしたんだという実感のもとで、これからどうしたらいいかという方向性が見えてくると思うんですが、これから何か始めようかというときに、不安なり不確実な要素が多いことというのは、私もそうだろうと思います。

ほかに、何か御意見はいかがでしょう。

佐藤委員

福島県の方ではこの資料のとおりでございますが、本県の底魚漁業である刺し網と沖合底びき網の経営体数を比較しますと刺し網が全体の約80%であります。資源回復計画についてどうするかということで、2月18日に刺し網漁業者協議会を開催しました。

私も会議に出席をしまして、資源回復は大事であるということは当然わかるわけですが、刺し網漁業者が大半を占める中で、「これをとるな、あれをとるな」でなく、産卵期に休漁期間を設けた方がいいんじゃないかという、意見が強かったように感じたんです。

いずれ最終的には各地区別に漁業者に相談をして、漁業者協議会等で答えを出していくことで御承認をいただいたわけでございます。

そして底びき関係でございますが、1月31日に漁業者協議会を開催しました。対象魚種となっておりますキアンコウ、ヤナギガレイ、そしてサメガレイといった魚も、水深によって操業の場所や魚が違うわけです。ヤナギガレイについては、私も30年来船頭をしておりましたから海底の地形は大体わかっているんですが、金華山から北部ではヤナギムシガレイがとれないが、サメガレイはとれるように海底地形によって違うわけです。

底びき関係漁業者に対しては、「これもとるな、あれもとるな」でなく、産卵期間に、数ヶ月間禁漁する等の禁漁期間を設けた方がいいのではないかというような意見が、最終的に多かったという感じがしました。

お互いにそうした措置をしなければならぬという気持ちは皆さんお持ちのようです。

山下部会長

ありがとうございます。

何かコメントはありますか。

今、この件について質疑を始めたのが3時10分でした。今3時35分ですから、30分近くこの議題について質疑をしているんですけれども、いかがいたしましょうか。御用意されている議題も多ございますので、休憩を入れず次の議題にいくということはどうでしょうか。また、資料2-3に基づいた話について承認をいただくかどうかですが。

篠崎委員



部会長、今、佐藤委員がおっしゃられたように、資源回復をしなければならないということは漁業者自身がわかっているわけですよ。ただ、それぞれ地域の特性もありますし、資源回復をやるにあたり、本県の場合でしたらヤナギガレイ、キアンコウをやるために底びき漁業の経営がだめになっちゃうということであっては、資源回復が何も役に立たなくなるわけですね。

ですから地域の特性があるわけなので、その特性をどのような形で生かして、ヤナギムシガレイとキアンコウの資源回復を図っていくかということなので、決して資源回復計画を拒否しているわけではなくて、やらなくちゃならないという漁業者みずからの意識でもあるわけですから、その辺をひとつ、今、佐藤委員が言われるように、それぞれに漁業者の実質的な発意を取り入れていただくようにしていただきたいと思います。

例えば佐藤委員の福島でもやっておられますけど、30 cm未満のヒラメはとらない、食べない、売らないという措置は数年前からやっておりますが、これも上から押しつけじゃなくて、漁業者みずからの自発的な発意という形で実施している。当然これには人工放流というものもありますが。

だから、漁業者が自発的にやらなくちゃならないんだという方法論を生み出すような形で、進めていただきたいと思います。

山下部会長

わかりました。それでは、ただ今説明をしておりました資源回復計画（案）についてですけれども、内容等について特段変更が必要というのではなく、この案に基づいて、おのおのの地域でまた詰めていく。そして部会としましては、この方向で取りまとめていくということで承認したいと思います。

事務局としましては、今後この計画を最終的に取りまとめて、また公表していくに当たりまして、継続協議が必要とされている事項につきましては、漁業者協議会等を通じて詰めていきたいとのことでございます。この作業手順でよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局において、今後必要な作業や手続を進めていただきたいと思えます。

まだ議題の2のところにおりまして、2の中でT A E制度、我々は「タエ」と読んだり「ティ・エー・イー」と読んだりしていますが、この制度について事務局から説明をお願いいたします。

寺谷管理課企画調整係長

それでは資料2 - 4をごらんいただきたいと思えます。

T A E制度適用についてということなんですけども、まず1点目、このT A E制度というのは何かということなんですけども、前回も若干御説明しておりますが、これについては海洋生物資源の保存及び管理に関する法律。もともと、T A Cのためにできた法律なんですけども、この中に新たに漁獲努力可能量の総量管理というこ

とで、このT A Eの部分が、昨年6月、新たな制度として法律が改正されたところ  
です。

なぜ、こういうのを適用する必要があるかといいますと、先ほどの回復計画(案)  
の中でも、T A Eを設定して管理していくという部分がございましたけども、この  
回復計画について、なぜ適用するのかというところなんですけども、資源の回復を図る  
措置として、休漁ですとか減船等の努力量の削減措置というのを、関係漁業者の負  
担も当然あるんですが、公的資金の投入により実施されるということから、税金を  
使って努力量を削減するということから、その効果を確実に担保していく必要があ  
るということがございまして、その削減後の漁獲努力量の再増加を防止するという  
のが必要となります。

減船しても残っている船が操業日数がふえたり、休漁しても休漁期間以外の部分  
で操業回数がふえたりとかすると、せっかくみんなでお金を出して減船や休漁をし  
てもむだになるというところがございますので、その部分については公的に、T A  
Eという形で努力量を管理していく必要があると考えてございます。

また、具体的にどのようにT A Eを定めていくかという部分についてなんですけ  
ども、沖合性カレイ類の計画の場合についてなんですけども、ほかの計画ですと瀬戸内  
海のサワラですとか、日本海面のアカガレイの場合は計画対象魚種が1魚種という  
ことで、その魚種自体をT A Eの対象魚種とするということになるんですが、本計  
画の場合は、サメガレイ、ヤナギムシガレイ、キチジ、キアンコウと4魚種ござい  
ます。ただ、この4魚種をすべて第2種特定海洋生物、T A Eの対象魚種として指  
定する必要があるかどうかといいますと、保護区の設定ですとか小型魚保護のため  
の目合いの規制みたいに、取り組みの中身としては、ひとつサメガレイは親の保護、  
それからそのほか3魚種については小型魚の保護という取り組み内容が、大きく2  
種類に分かれるわけです。

小型魚保護の取り組みについてと、親の保護という手法的に大きく2つに分かれ  
るものですから、最低2魚種定めたい。その中でも、分布が主に北中心のサメガレ  
イと、南中心のヤナギムシガレイの2魚種を指定すれば、全体の努力量の再増加は  
防止できると考えておりまして、このサメガレイとヤナギムシガレイの2魚種を、  
T A Eの対象魚種として指定していきたいと考えてございます。

具体的などういう設定になるかというところなんですけども、これについては資  
源回復計画の具体的中身が決まった段階で、最も努力量の再増加を防止するのに効  
果的な特定の海域、期間、それから漁業種類、この計画の場合は沖底と小底になり  
ますが、これについて限定して、努力量を削減した後の対象漁船の隻数と操業日数  
を隻日数で計算しまして、T A Eを設定したいと考えてございます。

T A Eの設定自体は、保護区を設定した場合については、それ以外の海域での、  
要は操業日数を今までどおり操業していただきたいという意味なものですから、基  
本的には総量としては、現状の出漁日数から休漁等を行えばその分は減るかもしれ  
ないんですけども、それ以外の部分についての減らした以外については、現状と同  
様の出漁日数でとどめていただきたいという趣旨で、T A Eについては設定したい  
と考えてございます。

T A E の具体的な指定等の手順なんですけども、これについてはまず魚種指定をしなければならぬんですけど、これについては法律が昨年 6 月に改正になりました、第 1 段の T A E の魚種の指定が、本年 3 月いっぱい期限になっております。そういう関係もございまして、3 月 12 日に水産政策審議会が開かれるんですけども、こちらにまず T A E の対象魚種として、このヤナギムシガレイ、サメガレイ、その他ほかの計画の魚種と合わせまして、まず魚種の指定についての諮問を行いたいと考えております。

それから 3 月中に、これらの魚種について政令改正によって魚種を指定しまして、具体的な T A E の管理の中身、基本計画については、回復計画の内容が確定しましてから、この法律に基づく基本計画の中で定めていきたいと考えてございます。

その最終期限としては、T A C の基本計画が毎年 11 月ぐらいに見直されているんですけども、この時期までに T A C の基本計画の中に T A E の部分というのも一緒に入っていくことになるものですから、この時期までに計画の具体的な配分の中身について、漁業者協議会等関係漁業者、それから県と協議しながら詰めていきたいと考えてございます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

資料 2 - 4 に基づいて、T A E についてお話をいただきました。要約をさせていただきますと 3 点ございます。

第 1 点は、資源回復計画の作成に合わせて、漁獲努力量の公的な管理を実施するために、同計画の対象魚種であるサメガレイとヤナギムシガレイを T A E 制度の管理対象種とすることが必要であるということ。

2 点目は、そのための手続として、3 月 12 日に水産政策審議会が予定されているので、この場でこの 2 つの魚種について、「第二種特定海洋生物資源」として政令指定するという事を諮問したいということ。

第 3 点ですけれども、T A E の具体的な設定量と内容については、今後、資源回復計画との中で、関係漁業者協議会等を通じて定めていく。具体的には、秋、11 月に T A C が見直される時ぐらいまでには詰みたいというお話でございました。

何か、これについて御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、御意見がございませんようでしたら、サメガレイ、ヤナギムシガレイを T A E 制度の対象とすること、及び関連した作業手順について、部会として特に問題なしとして了承したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。

この件について、了承することといたします。

## 議題：（３）資源回復計画対象魚種候補・・・優先順位について

山下部会長

それでは次の議題に入ります。

議事の３番目ですけれども、「資源回復計画対象魚種候補・優先順位について」ということです。

この件につきましても、昨年 10 月の第 1 回の部会におきまして、事務局から素案が提示されました。これをもとに、各県で開催されました漁業者協議会等の場で、ある程度意見がまとめられている途中だということでございます。

事務局から、これについて説明をお願いいたします。

寺谷管理課企画調整係長

それでは、資料 3 - 1、3 - 2、資料ナンバーを振ってございませぬけども、資料としては 1 回目の委員会のときに使いました回復計画対象魚種の候補及び優先順位（素案）についてです。

この素案をたたき台としまして、1 回目委員会開催後、各地で漁業者協議会等の場でいろいろな意見集約なり検討を行ってきておりまして、今現在では各県ともまだこれという統一した魚種は決まってないんですけども、今までの漁業者協議会等が出てきた意見、それから県の方としてこういう資源について状況が余り芳しくないの、対象としたらいかがと検討している魚種について、資料 3 - 1 にまとめてございます。

まず、北海道の方なんですけども、北海道については広域に管理する魚種、それから道単独でやる魚種ともに、平成 14 年度に道の方で資源評価を行っている魚種を対象に、資源状況及び将来予測をもとに漁業者検討会等の意見を踏まえて、それぞれ道が評価対象としている魚種について、資源の現状はどうか、それから、資源回復の必要性があるかどうかを 1 つ 1 つ検討していったら、その中で回復計画の対象魚種を選定するという状況で、現段階ではとりあえず一回り浜を回ったという状況になってございます。

それから青森県については、日本海の方も含めてなんですけども、こちらは今後 3 月に入ってから漁業者協議会を開きまして、関係者から意見集約するという話なんですけども、今出てきている魚種としてはマダラ、これについて陸奥湾の津軽海峡繁殖群というマダラについて、その地区の漁業者協議会等でも検討を進めて、今後要望していくかどうかを決めていくという状況にございます。

また、岩手県からはマダラ、これについては沿岸漁業の主要魚種ということと、今現在の資源水準は高いんですけども、今後減少に転じるおそれがある。これについては、引き続き漁業者協議会等で検討、協議していく。

また、ミズダコについては、近年資源量が減少している。それで、一部地域では体重制限を行っているけども、まずこれについて全県でこの取り組みを拡大する必要があると考えている。また引き続き、漁業者協議会で検討協議を進めることとしております。

宮城県については、もうちょっと意見を取りまとめるのに時間が必要ということで、県として候補魚種に想定されている魚種ということで、マコガレイ、マガレイ、それからマダラ。マコガレイ、マガレイ等は主に沿岸でとられているような魚種ですけれども、いずれの資源も資源レベルが低いですとか、漁獲圧力が高い状況にあるということから、対象になるのではないかと想定してございます。

また、青森、岩手同様にマダラについても候補に上げているんですけども、これは漁獲量は今高いんですが、0、1歳魚の漁獲が多く、成長乱獲状態にあるということで、0、1歳魚の成長乱獲を防げば成長が早い魚種なので、漁獲量の増大が見込めるのではないかと。また、その効果の発現も早いと考えているところです。

また、福島県については沿岸性カレイということで、イシガレイ、マコガレイ、マガレイ、これらいずれも漁獲量が減少しておりまして、またとられているサイズについても大型魚が少なく成長乱獲状態にあるということで、県内の漁協からの意見取りまとめでも、これらの魚に対して必要だという意見が多いというところです。

また、茨城県については、現在素案で候補となっている魚種だけでなく、ほかの魚種も含めて、現在漁業者協議会で検討中という状況になってございます。

また、資料3-2なんですけども、こちらは前回お示ししました魚種の候補の素案に対して、ちょっとこれは難しいのではないかと、意見について参考でつけてございます。

岩手県からなんですけども、これは全国の広域魚種で、ブリについてはまさに全国単位で、しかもとっている漁業種類が非常に多いということから、具体的で実効のある回復措置というのはなかなか見えてこないということから、当面对象外としたい。

また、次ヒラメについては、13年度から種苗放流が始まったばかりで、この効果というのが15年度以降出てくる状況にございますので、そこら辺の種苗放流効果も見てからでないとなかなか検討が難しいということと、また、現在全長制限も実施していることから、今の段階では計画対象外としたい。

また、ババガレイについては、自主的な資源管理の事業の中で調査を行っているため、これについては自主的な資源管理という位置づけで取り組んでいきたい。

また、アカガレイについてはほとんど漁獲されていないことから岩手としては対象外。

それから、マガレイ、マコガレイについても、13年度から全長制限を取り組み始めたところなので、今のところはその様子を見ていきたいという状況です。

また、アイナメについてもババガレイ同様、今後自主的な資源管理を検討しているというところです。

また、メヌケ類については、資源が非常に悪い状況なんですけども、成長が非常に遅いということと、根につく魚なんですけども、その根自体が結構無くなってきていて、生息環境自体がかなり悪化しているため、資源回復を図っていくのはかなり難しいという意見です。

今現在については各県とも漁業者協議会でまだ検討中ということで、さらにこれ

については議論を進めていきまして、回復計画の次の対象となる魚種等について、関係県、行政・研究担当者会議、それから漁業者協議会の場で議論を深めていきまして、具体的な魚種、それから優先順位等について詰めていきたいと考えてございます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございました。

ただいま資料の3 - 1、3 - 2で資源回復計画の対象魚種について、現状でどんな意見が出ているのかということの説明していただきました。

また、今後、行政研究担当者会議とか漁業者協議会の場で、資源回計画の対象魚種やさらにこの計画素案等について検討したいということでもございましたけれども、これについて何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。

佐藤委員

漁業者協議会の席で、資源回復に関連してヒラメの資源管理の話が出たんですが、30 cmでいいのか悪いのか(30 cm規制)。協議会の中では、しかしながら、40 cm。10 cm引き上げでは抵抗があるという意見が出たわけでございます。

そういうことではありますが、感じとしては35 cmならまとまるんじゃないかというお話も後から出てきまして、それもそこで決めるんでなく、各地区の意見として、集約してもらって、次回の会議で、意見をまとめて発表してもらえばいいという話が出たわけでございます。

以上、そういう話が出たということをお報告申し上げておきます。

以上です。

山下部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでございましょうか。

伊妻委員

この資料3 - 1に関してなんですけども、マダラについては、資源回復計画優先順位素案の太平洋北部会には入っていないのに、これがどうして入ってきたのか。これは、各県の水産課にお聞きしたいのが1つ。

それから、このマダラに関して、青森、岩手は漁業者協議会で検討することとでございますけども、宮城県では何も漁業者協議会で検討とも書いてませんが、勝手に決められては困るわけでございます。

今回の太平洋北部で、私ども宮城県はキチジとサメガレイの回復計画になりましたけども、3 ~ 4回全体協議会をしましたが、「だれがこれを決めただ」というふうな意見から、水産庁が水産研究所、各県あるいは各地区の水産試験場の意見を勘案して決めただと。「だれも頼みもしないものを、漁業者協議会で決めては困る」というふうな極端な意見もございましたもので、去年からの案に載っていないものがここへ突然どうして出てくるかという疑問があったものでお聞きしました訳です。

山下部会長

お願いします。

寺谷管理課企画調整係長

宮城県については現在でも検討中ということで、こちらから今回の太平洋北部会で、前回魚種についても検討を進めるということになっておりまして、その検討状況について各県、聞き取ったわけでございます。

さらにここに書いたとおり、まだ宮城県については特に決めたわけではなくて、県としてはこういう魚種が今の資源状況から見て考えられるのではないかということで、具体的には今後漁業者協議会でそれぞれの漁業者の意見を集約しながら、次にどういう魚種が来るかということは検討していきたいということで、太平洋北については、今回沖合性カレイ類ということで回復計画を進めていきますので、次は沿岸の方を中心の取り組みを広域魚種としては入っていくのかなという、私どもの感じです。

それで、この資料3 - 1の魚種については、そういう意味で各県の中で漁業者協などの議会の中から要望が出たりした魚種について整理したもので、特にうちから示した素案にはこだわらない形で、いろんな魚種が出てきているという状況です。

山下部会長

よろしゅうございますか。

伊妻委員

議題の3に対象候補優先順位とございますけど、今日は何も決めないということでもいいんですか。

佐藤漁業管理推進官

ちょっと追加的に言いますと、13年度においては、10月に委員会を立ち上げて半年しかなかった。にもかかわらず、14年度から着手するという特殊性があったものですから、この半年間でばたばたやるということで、少し上から押しつけ的なものがあったかもしれません。今回の経験でも最後までもめた内容は協議を開始して始めて実態がわかったとか、そういうものが多かったことから、第2ラウンドにおいては候補魚種と、その素案をもう少しまえびろに絞りを入れていく。その間においては当然、今、伊妻委員の言われたような話が出てくると思います。

いずれにしても、日本海西の方にもあるんですが、Aという魚種の資源回復計画に加え、BとCの回復計画が一緒に入ってきますと、基本的にとる時期がなくなってしまうという漁業が出てきまして、これはどうしてもどれかを先にやって、ある程度めどをつけたときに次にやるという形の調整が必要になってくるわけです。

そういう面からすると、今後取り組む魚種についても、早目に出しますけれども、魚種が増えると当然漁業がやれるもの、例えばAの資源回復計画が始まるからこそBについて、逆に資源回復計画の取り組みが厳しくなるとか、いろんなものが出てくる場合もあります。しかしいずれにしても、いろんな議論を封鎖することなく、早目に議論を積み上げていくということで、14年度以降の3年間で計画をつくり、かつ実施についても全体の調整を図りながらやっていくという形を考えております。

以上です。

伊妻委員

佐藤推進官のお話を聞いて安心しましたけども、今回のヤナギムシガレイ、サメガレイ、キチジに関しましては、私ども宮城県は昨年6月にT A Eの説明会を水産庁に伺い、実際に実施の2年間休漁という案を示されたのは昨年の12月25日でございます。年末を控えた時期で、欠席者もいたもので、それが今日の広域漁業調整委員会に何とか間に合わせようということで、先週の土曜日まで宮城県に水産庁の方々においでいただきましたが、期間が大変短く感じました。組合員全員が、「何でこういう資源回復をしなければなんないのか」ということで大変苦労しましたもので、時間を置いて組合員全員が納得して資源回復に自主的に参加できるよう十分議論する時間をお願いしたいと思います。

以上です。

山下部会長

よろしゅうございますか。

今回非常に時間が短かったことは特例で、これからは優先順位等の決定についてもゆっくりと議論を尽くしていく時間があるということでございますね。それでは、そのようにしたいと思います。

ほかにはいかがでございましょうか。

福島委員

候補魚種の場所、漁場、例えば北海道の場合は全部海に囲まれた環境にあります。青森県は日本海、陸奥湾、太平洋と3カ所、そのほかの茨城県までの県というのは太平洋しかないわけですが、そういう場合に、陸奥湾の中でのマダラの話になってますが、青森県にたとえた場合、日本海で何かの魚種が出てきて、それが全部青森県だよというようなことにはならないですね。その特定の区域の場所だけを指して言うんですね。そのところを確認したいのですが。

佐藤漁業管理推進官

いずれにしても、今の段階で候補魚種が関係してくる範囲をきめることはちょっと無理だと思うんですけど、一応県内の漁業者協議会の中で出た意見を、できるだけ上に上げて下さいという話をしています。例えばそこで関係する漁業者を含めコンセンサスを得るといふ形にすれば、当然漁業者によって意見が違う。調整を図らなきゃいけないんですね。

そういう面からすると、これはそこまでは今各県に求めておりません。とにかく皆さんが関心のあるものを出して下さい。当然これが出たときには、同じ県内で考え方の差がもちろんあるでしょうし、それから県が異なれば見解も違うということもあると思います。そういうものをまさに調整しながら、これについては最大公約数で合意が得やすいんじゃないかということから、1つずつやっていく。

そういう面の最初のスクリーニングをするという段階でございますので、これが出たからって、そのもの自体が特定県のすべての漁業者のすべての合意に基づいて出てきたとか、調整が終わったとか、そういうふうには私どもは考えておりません。当然それは出てきたものを、ともにそれから調整を始めていきますということでございます。



山下部会長

よろしゅうございますか。

では、あまり前回出た素案にはとらわれず、まずはいろいろ出してから考えていこうということのようでございます。

それではもう4時も過ぎておりますので、このあたりで資源回復計画対象魚種の候補・優先順位の確定、計画素案の作成についての今後の作業及びスケジュールについて、部会として承認することとしたいのですが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下部会長

ありがとうございます。

それでは、事務局では今後必要な作業を進めるようお願いしたいと思います。

各委員におかれましては、きょうの議論の内容を地元を持ち帰って、また十分議論を尽くした上で、次回の部会に臨んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

### 議題：3(4)その他

山下部会長

議事次第によりますとこの3つに加えまして、議題4は「その他」というふうになっております。

何か御用意されていることがありましたら、あるいは委員の方々からその他提案がございましたらお受けいたしますが、いかがですか。

もし御意見なければ、佐藤推進官の方から報告をしたいことがあるようです。

佐藤漁業管理推進官

2点、確認を兼ねて、御報告というか御説明をしておきたいと思います。

前回の部会において言及しましたが、当部会の検討対象となってます資源回復計画に、マサバの太平洋系群がございました。これにつきましては第1回でも御説明しましたが、卓越年級群を待って、その豊度なりが確認されて、具体的な内容を固めるということになっております。

残念ながら、この年明けにも表層トロール調査を実施したという結果を聞いておりますけど、今のところマサバについては新たな卓越年級群の確認ができておりません。ということで、きょう新たな動きということをお報告することはできません。

ただ、次回卓越年級群が入ってきたときに慌てないということから、できるだけ準備を進めるということでございます。ことしはこの春に産まれるものについては5月ごろの調査が予定されているように聞いておりますが、7月ごろ、その結果もある程度まとまってくるのではないかとということから、いずれにしても可能な限り、迅速な対応ができるように、関係する業界と私どもとの間で、その準備だけは進めていきたいと今のところ考えております。それが1点です。

2点目は、前回鯨の捕食の問題をここで議決してはどうかということでございます。それで、この委員会は諮問を受ける委員会というよりは、むしろ調整機能を持った独立した委員会でございますので、過去の事例として瀬戸内海とか玄界、有明の委員会において「大臣または長官に対して、具申または要望」という形で、何度かそういうのが取りまとめられた事例がございます。

よって、この委員会が判断されれば、そういう前例もありますので可能ではないかと思えます。

それから、その内容につきましては、一部お聞き及びかと思えますけど、近くIWCの下関会議が開催され、そのときに水産庁としても、そのような鯨の捕食問題の関係の調査もいろいろと計画を説明するということがあるようでございます。

その辺も踏まえて、この秋、今回はちょっと早目に9月になるとすれば、その段階で関係する御関心のある委員と、委員長にもなると思うんですが、御相談し、皆様方が議決をするのがふさわしいと思われるような案文の作成に、事務局としては取り組んでいきたいと思っております。

以上、2点の御報告です。

山下部会長

2点の報告をいただきましたが、鯨については案文を作成し始めていただくということによろしですね。

佐藤漁業管理推進官

よく御相談させていただいて、事務局案として皆さんの一つのたたき台はそういう状況を見ながら。

山下部会長

わかりました。

篠崎委員

新聞で御存じのように、きのう我々の波崎に80数頭の鯨が海岸に寄せられまして、そのうち50頭ばかり死んだんですが、まだ波崎の港に20数頭いて、なかなか港から外に出ていかない状況にあるわけです。

いろいろな説がありますが、その一つの説に、カタクチイワシを追ってきたんじゃないかという説もあるんで、イワシだサンマだサバだ、こういう小さい稚魚が相当鯨に食われているんじゃないか。それが大きく資源に影響しているんじゃないかということも言われておりますので、ぜひひとつ鯨の問題は真剣に取り上げてもらいたいと思えます。

山下部会長

よろしく願います。

それからマサバについても、7月ぐらいに調査をされたのが、9月頃の次回部会までに出していただけるということですね。

佐藤漁業管理推進官

次の第2回目の本委員会及び3回目の部会については、毎年末永課長の方で、いわゆる全国の資源評価会議が開催されて、その結果をもって、昨年と同様にこの海域における資源のレビューを御説明いただける時期に開催するというふうに考え

ております。

そういう面からして、卓越年級群が来ればいいんですけども、来なかったかも、それももちろん限定した情報かもしれませんが、それは次の会議で明らかになります。それ以前に入手できるものは早く入手して、必要があれば、直ちに取り組むような形でやっていきたいということでございますので、その辺についても秋の委員会で来たか来ないかということも含めて報告します。

山下部会長

報告をしていただけると。わかりました。

それでは、きょう予定しておりました議事がすべて終了いたしました。15分ほど予定を過ぎてしまって申しわけございませんでした。これを持ちまして、太平洋広域漁業調整委員会第2回太平洋北部会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

#### 4 閉 会



